

令和５年度第１回地域自立支援協議部会における審議内容の進捗状況について

【議題１ 報告事項】

- ・ 計画相談支援、障がい児相談支援について、相談支援事業所は増加しているが、サービス利用者も増加しており、計画相談の利用率は横ばいである。
今後セルフプランの解消を推進していくために、一層の対策が必要。
- ・ 区地域自立支援協議会における個別事例の情報共有に関して、各区での混乱を避けるために、一定のルールや具体的なイメージを示すべき。
- ・ 触法障がい者への支援が、障がい者基幹相談支援センターの役割として明記されたことで、入口支援も含め地域生活定着支援センターと市（区）との連携が深まることに期待。

（取組内容）

- ・ 令和６年３月６日に、大阪市主任相談支援専門員連絡会を開催のうえ、主任相談支援専門員の位置づけや、求められる役割についての基本的な内容を再確認するとともに、本市として主任相談支援専門員に期待する取組について、各主任相談支援専門員と共有し、今後の地域における具体的な活動を検討
＜参考＞R5 末時点 主任相談支援専門員数：４３人（うち、指定特定１１人）
- ・ 令和６年２月１６日に、区地域自立支援協議会に係る担当者会並びに、第６回障がい者基幹相談支援センター連絡会を合同開催のうえ、区地域自立支援協議会における個別事例の共有についての概要説明、事例紹介、グループに分かれての情報交換を実施。
併せて、令和６年４月１日より、個人情報共有の本人同意が得られない場合に「つながる場」を開催する際、活用可能な法定会議として地域自立支援協議会を追加することに
関する情報提供を行った。
- ・ 令和６年度からの障がい者基幹相談支援センター業務委託仕様書において、触法障がい者への支援業務について改めて明文化した。
令和５年１１月６日に大阪府地域生活定着支援センターと今後の方向性を確認。あわせて、各区障がい者基幹相談支援センターに実情を調査した。
今後については、再度大阪府地域生活定着支援センターと打ち合わせをしたうえで、障がい者基幹相談支援センター連絡会において事例検討の場を設けることとしており、大阪府地域生活定着支援センター、市（区）との連携・役割分担の理解を深めることで、令和６年度からの委託業務を円滑に行うための連携の仕組みを明確化し下地をつくる。

【議題２ 令和５年度地域自立支援協議部会ワーキング会議の開催結果について】

- ・ 地域生活支援拠点等整備要綱改正や国の新年度からの報酬改定に伴い、地域生活支援拠点等を構成する複数事業所の協働体制による機能強化型報酬が算定できることも含めて、わかりやすく事業者にも周知する必要がある。

また、拠点整備に関して、区が何をしたらいいかわからないという状況になっているので、やるべきことを明確に示してほしい。

- ・ 1人相談支援事業所を支援するための様々な方策をわかりやすくまとめた資料を作成し、協議会の場合などを活用して周知・広報を進めるなど、一人事業所をバックアップする機運を高め、各地域での相談支援の基盤の底上げを図るべき。
- ・ セルフプランの人が65歳で介護保険に移行する際の不安や障がい福祉サービスとの併給のトラブルを防ぐため、63歳、64歳の段階で案内し、相談に乗れる仕組みを作る必要がある。

また、セルフプランの児童が18歳になり、ライフステージが変わり大人のサービスを使うようになる際に困る事例が多いので、早めに相談支援につなぐ仕組みが必要。

(取組内容)

- ・ 施行日を令和6年4月1日として拠点等の要綱改正を実施。また改正の周知にあわせ、拠点等の整備をわかりやすく周知する。(R6.4 月中)【資料3-2参照】
- ・ 指定特定相談支援事業所に対し、拠点等の要綱改正を含む相談支援体制の充実に向けた取組内容や、令和6年度の報酬改定の内容について、わかりやすく盛り込んだ事務連絡を発出する。(R6.4 月中)【資料3-3参照】
- ・ セルフプランにて障がい福祉サービスを利用している63・64歳の方へ勧奨文書を送付する。送付後の支援体制の構築にあたっては、介護保険等関係先との連携が必要となるため、次回WGにて検討予定。【資料3-4参照】

【議題3 各区から報告のあった市の施策として取り組むべき課題について】

- ・ 同居の親が入院、入所、死亡された時に、直ちに相談支援や障がい福祉サービスで支えていくことが必要となるが、緊急時の対応が円滑になされない事例もあり、緊急一時保護や緊急時支援事業など、区への再周知が必要。

また、親が死亡された時に、残された当事者がどうすればよいかわからなかったために、消防や警察等への通報が遅れて逮捕される事例も発生していることから、個々の8050世帯等に緊急時の連絡先を配布していくことや、緊急時の対応に関する認識を警察等とも共有する仕組みが必要である。

(取組内容)

- ・ 各区において円滑な検討が可能となるよう、基本的な検討の流れについて周知する。周知にあたっては、拠点等の要綱改正と時期をあわせ、拠点等における「緊急時の受入・対応」に関する周知の機会ともなるようにする。(R6.4 月中)【資料3-5参照】

なお、緊急時の対応に関する消防や警察等関係機関との情報共有の仕組みについては、次回WGにて検討予定。